

議案第13号

佐野市介護保険条例の改正について

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年2月19日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市介護保険条例の一部を改正する条例

佐野市介護保険条例（平成17年佐野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「31,100円」を「31,500円」に改め、同項第2号中「44,900円」を「45,600円」に改め、同項第3号中「48,400円」を「49,100円」に改め、同項第4号中「62,200円」を「63,100円」に改め、同項第5号中「69,100円」を「70,200円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「87,700円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「93,300円」を「94,700円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「114,100円」を「115,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「124,400円」を「126,300円」に改め、同号ア中「350万円」を「370万円」に改め、同項第10号中「131,400円」を「133,300円」に改め、同項第11号中「141,700円」を「143,900円」に改め、同項第12号中「152,100円」を「154,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「2万700円」を「2万1,000円」に改め、同条第3項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「2万700円」を「2万1,000円」に、「3万4,500円」を「3万5,100円」に改め、同条第4項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「2万700円」を「2万1,000円」に、「4万4,900円」を「4万5,600

円」に改める。

附則第4項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例）

- 8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 10 第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険の保険料率を改定し、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い
所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第13号参考資料

佐野市介護保険条例の改正案 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,400円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>93,300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>87,700円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする</u>。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>94,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当し</p> |

ないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 114,100円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 124,400円

ア 合計所得金額が350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 131,400円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 141,700円

ア・イ (略)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 152,100円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万700円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万700円」とあるのは、「3万4,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万700円」とあるのは、「4万4,900円」と読み替えるものとする。

ないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,800円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 126,300円

ア 合計所得金額が370万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 133,300円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 143,900円

ア・イ (略)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 154,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万1,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万1,000円」とあるのは、「3万5,100円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万1,000円」とあるのは、「4万5,600円」と読み替える

附 則

1～3 (略)

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

5～7 (略)

ものとする。

附 則

1～3 (略)

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

5～7 (略)

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の算定に関する基準の特例)

8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税

特別措置法」とする。

9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

10 第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。